

一人で、家族だけで、がんばり過ぎていませんか？

高齢者虐待を防ぎましょう

高齢者が家族や親族等から暴力を受けるなどの「高齢者虐待」は大きな社会問題となっています。

高齢者の介護や養護は、長期にわたるほど介護する人の心身に負担がかかります。介護疲れが介護する人を追い詰め、ストレスとなり、虐待を引き起こしてしまう場合もあります。気付かないうちに不適切な対応をとっていませんか。次のような行為は高齢者虐待に当たります。



虐待の種類	具体例
身体的虐待	たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる等
ネグレクト (介護・世話の放棄・放任)	入浴させない、室内にゴミを放置する、冷暖房を使わせないなど劣悪な住環境の中で生活させる、徘徊や病気の状態を放置する等
心理的虐待	排泄等の失敗に対して高齢者に恥をかかせる、子ども扱いする、無視する等
性的虐待	排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する、排泄や着替えの介助がしやすいという目的で下着のままに放置する等
経済的虐待	年金や預貯金を無断で使用する、入院や受診・介護保険サービス等必要な費用を支払わない等

高齢者虐待を防ぐためには、虐待が発生する環境をつくらないこと(予防)、早期発見、早期解決が大切です。一人で悩まず相談してください。また、虐待を発見した場合や虐待があると思ったときは、迷わず下記の相談窓口等にご連絡ください。ご連絡いただいた方のお名前が、周囲に漏れることはありません。安心してご相談・ご連絡ください。

相談窓口

- 福祉課 ☎581・2121内線124
- 大里広域地域包括支援センター 埼玉よりい病院 ☎584・0062
- 大里広域地域包括支援センター 寄居町社会福祉協議会 ☎581・8548

ご注意ください！ 成年年齢引き下げに伴う新成人の消費者トラブル

民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳になります。成人になると、親などの法定代理人の同意がなくても、自分の意思で契約ができたり、高校生でもローンが組めたり、クレジットカードが作れるようになります。

未成年者の場合、法定代理人の同意がない契約については取り消すことができますが、成人になると民法の「未成年者取消権」に基づく取り消しができなくなります。そのため、未成年者取消権による保護がなくなったばかりの高校・大学在学中の新成人の消費者トラブルが懸念されます。新成人をターゲットにした悪質業者による消費者トラブルに巻き込まれないようご注意ください。契約や買い物は、しっかりと「考えて」からにしましょう。



わたしたちの生活にかかわるお金や金融の仕組みについて知っておこう！



金融庁 ホームページ

もしも、消費者トラブルに巻き込まれてしまった場合や困ったことが起きた場合は、一人で悩まずに相談してください。

- 契約や買い物で「困ったな」と思ったら
 - 消費生活センター(役場4階) ☎581-2121内線455
 - 消費者ホットライン ☎188(イヤヤ)
- 貸金業に関する問い合わせ
 - 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター ☎0570-051-051
 - 関東財務局 金融監督第5課 ☎048-600-1151
- 警察への相談は ☎#9110

3月は自殺対策強化月間です



こころのサインに気付いてください



令和3年の1年間に全国で2万830人の方が自殺により亡くなっています。ここ数年の自殺者の年齢別割合をみると、40歳～50歳代の働き世代の方が多くなっています。

自殺の背景として、最も多い原因は「健康問題」ですが、家庭の問題、仕事・学校の問題、経済問題など多様です。自殺は、さまざまな要因が複雑に絡み、心理的に追い込まれた末の死です。

また、自殺を考えている人は何らかのサイン(変化)を発しているといわれています。本人や周囲の人が、サインに気付くことは、かけがえのない命を守ることへとつながります。サインに気づき、適切にかかわる人のことを「ゲートキーパー」といいます。いわば「命の門番」です。特別な資格は必要ありません。悩んでいる人に気づき、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることがポイントです。周りの人の

「いつもと違う」様子に気付いたら、勇気を持って声を掛けてみませんか。

町では自殺対策強化月間に併せ、役場庁舎に懸垂幕、公用車へは自殺予防啓発用マグネットシートを掲示しています。また、下記の機関においても相談を受け付けています。

一人で悩まず相談を

- ▶埼玉いのちの電話 ☎048-645-4343(24時間、365日)
- ▶埼玉県こころの電話 ☎048-723-1447 (月～金曜日、午前9時～午後5時、祝日を除く)

心の健康についての相談

- ▶こころの健康相談(本誌13頁をご覧ください)
- ▶熊谷保健所(精神疾患、うつ病、依存症等) ☎048-523-2811 (月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分、祝日除く)
- ▶埼玉県立精神保健福祉センター ☎048-723-6811(来所相談予約専用電話) (月～金曜日、午前9時～午後5時、祝日を除く)

※ご遺族からのご相談も承っています。

健康づくり課 ☎581・2121内線212



募集しています！

消防団員・女性消防サポーター

自治防災課 ☎581・2121内線373

寄居町消防団員

寄居町消防団は『消防組織法』に定められた町の消防機関で、本部と地区ごとに編成された7つの分団で組織されています。消防団員は「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、普段は本業を持ちながら、火災等の災害発生時には昼夜を問わず現場へ駆け付け、町民の皆さんの生命、財産を守るために活動しています。地域住民のため、町のために、皆さんの力を生かしてみませんか。



- ▶応募資格/町内在住・在勤の18歳以上で心身共に健康な方
- ▶身分・報酬/非常勤の地方公務員です。報酬や火災等に出動した際の手当等が支払われます。
- ▶その他/活動に必要な被服の貸与、活動中に負傷した際の補償、退職報償金(一定期間以上勤務して退団した場合)があります。

寄居町女性消防サポーター

消防・防災力の強化の一環として、寄居町女性消防サポーターを募集しています。女性ならではの目線を生かして、安心して住みやすい町づくりのために一緒に活動してみませんか。

- ▶応募資格/町内在住・在勤の18歳以上で心身共に健康な女性
- ▶活動内容/火災予防に関する広報活動、消防団・自主防災組織との連携活動等
- ▶その他/活動に必要な制服等の貸与や、報酬の支給があります。

